

# 認可地縁団体の手引き

## 松山市



令和7年4月版

坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

TEL 948-6330

## はじめに

自治会・町内会のように地縁に基づいて形成された団体（以下、地縁による団体。）は「権利能力なき社団」と位置付けられ、地縁による団体名義での登記が認められず、所有する不動産の登記は、代表者の個人名義や役員等の共有名義となっていました。

しかし、このような状況は、名義人が構成員から除外された後の名義変更や不動産権利をめぐる問題が生じていました。

そこで、この問題の解決策として、平成3年の地方自治法改正により新たな制度が創設され、法定要件を満たした地縁による団体は、市の認可により認可地縁団体として法人格を取得することで、認可地縁団体名義での登記が認められることとなりました。

また、平成27年には認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が追加され、認可地縁団体が所有しているものの、登記名義人から相続登記されておらず、登記義務者が判明しないなどの要件を満たした場合に、認可地縁団体が所定の手続きを行うことで登記を申請することができるようになりました。

さらに、令和3年5月の地方自治法改正により、認可地縁団体の認可の目的が不動産等の保有を前提としないものに見直され、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

法人格の取得等をご検討されている地縁による団体の方は、この手引書をご参考としてください。

# 目 次

## 第1章 認可地縁団体について

- 1. 申請できる団体 . . . . . P 1
- 2. 認可の流れ . . . . . P 1
- 3. 認可の要件 . . . . . P 2
- 4. 性格や主な義務など . . . . . P 2

## 第2章 認可申請について

- 1. 認可申請書について . . . . . P 3
- 2. 添付書類について . . . . . P 3

## 第3章 認可及び告示について

- 1. 認可及び告示について . . . . . P 5
- 2. 告示事項及び規約の変更 . . . . . P 5

## 第4章 印鑑登録について

- 1. 認可地縁団体印鑑の登録について . . . . . P 6
- 2. 印鑑について . . . . . P 6

## 第5章 証明について

- 1. 認可地縁団体告示事項証明の発行 . . . . . P 7
- 2. 認可地縁団体印鑑登録証明の発行 . . . . . P 7
- 3. 発行手数料 . . . . . P 7

## 第6章 不動産に係る登記の特例について

- 1. 特例制度の概要 . . . . . P 8
- 2. 特例制度の流れ . . . . . P 8
- 3. 適用をうけるための要件 . . . . . P 9
- 4. 公告申請書について . . . . . P 9
- 5. 添付書類について . . . . . P 9
- 6. 公告申請後について . . . . . P11

## 第7章 認可地縁団体同士の合併について

- 1. 合併の概要 . . . . . P12
- 2. 総会の決議 . . . . . P12

3. 認可申請書について	.....	P12
4. 添付書類について	.....	P12
5. 合併の認可	.....	P13
6. 債権者保護手続き	.....	P13
7. 債権者保護手続き終了の届出	.....	P13
8. 合併の告示	.....	P13

## 認可申請時の必要書類確認表

書類名	確認	備考
1. 認可申請書 (資料1)	<input type="checkbox"/>	
2. 規約 (資料2)	<input type="checkbox"/>	
3. 総会議事録の写し (資料3)	<input type="checkbox"/>	
4. 構成員名簿 (資料4)	<input type="checkbox"/>	
5. 地域活動を記載した書類	<input type="checkbox"/>	総会資料一式 (事業報告、収支決算書等)
6. 承諾書の写し (資料5)	<input type="checkbox"/>	

# 《第1章》 認可地縁団体について

## 1. 申請できる団体（地方自治法（以下、法。）第260条の2第1項）

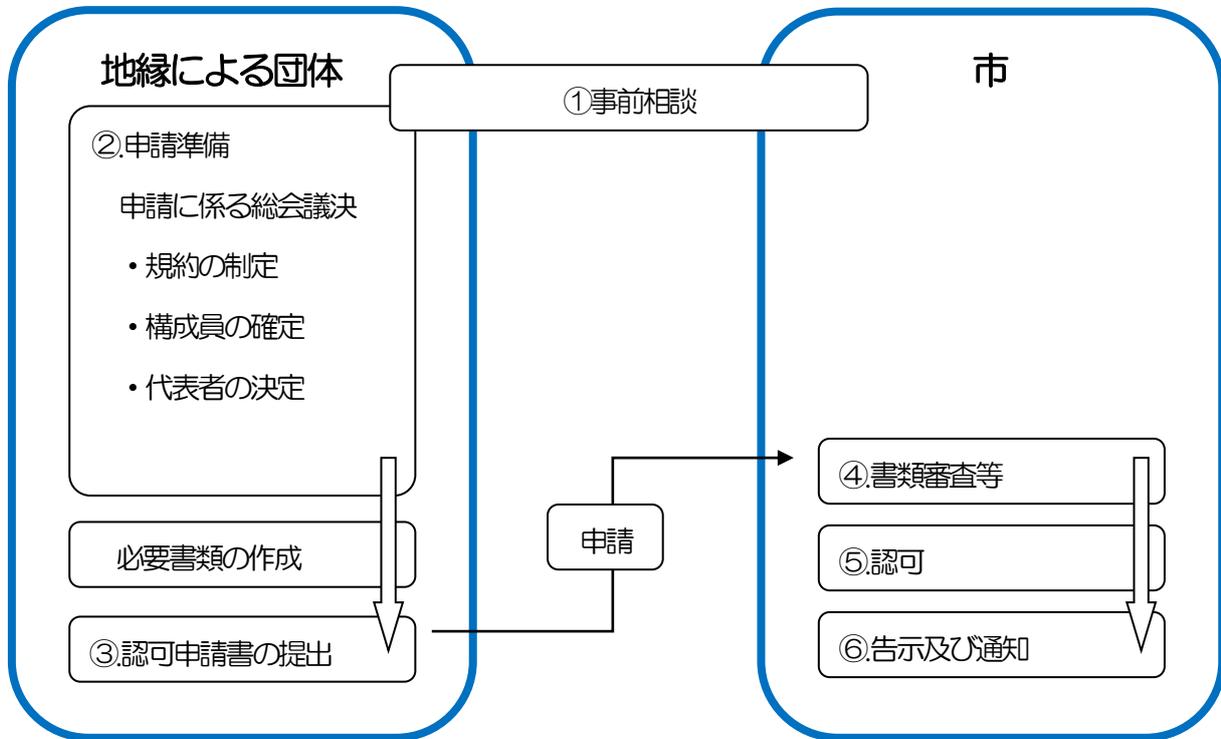
申請できる団体は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された地縁団体（自治会・町内会）です。

法では「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下、地縁による団体。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」とされています。

### 《対象とならない団体》

- ①. 青年団、婦人会のように、年齢性別等の制限が設けられている団体
- ②. スポーツ少年団、伝統芸能保存会、水利組合のように、活動の目的が限定的に特定される団体
- ③. マンション管理組合のように、構成員が区分所有という特定の属性を要する団体

## 2. 認可の流れ



### 3. 認可の要件（法第260条の2第2・4項）

地縁による団体が認可により法人格を得るためには、次の要件を満たす必要があります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると思われること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。
- (5) (2) の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によること。
  - \* 「全ての個人」とは、「年齢・性別等を問わず、区域に住所を有する個人全て」であり、これに反する構成員の加入資格等を規約に定めることはできません。
  - \* 「相当数」とは、一般的には区域の住民の過半数をいいます。

### 4. 性格や主な義務など（法第260条の2第1・6・7・8・9・11項、法第260条の3・4・13・18）

- (1) 法人格を有し、法律上の権利義務の主体となります。
- (2) 認可後も、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の行政権限を分担したり、下部組織とみなされるようなことはありません。
- (3) 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。また、構成員に対し、不当な差別的扱いをしてはいけません。
- (4) 特定の政党のために利用してはいけません。
- (5) 代表者・規約等を変更した場合、市への届け出が必要です。（5ページ参照）
- (6) 構成員名簿の備え置きと構成員の変更ごとの更新が必要です。
- (7) 毎年一回以上の通常総会の開催、毎事業年度終了時の財産目録等の作成が必要です。
- (8) 基本的に総会等の表決は従前の世帯1票から個人（構成員）1票となります。
- (9) 各種税金関係については、認可の前後で基本的に変更はありません。詳細はそれぞれの関係機関にお問合せください。

## 《第2章》 認可申請について

### 1. 認可申請書について（法第260条の2第2項、地方自治法施行規則（以下、規則。）、第18条）

認可申請は、『認可申請書（資料1）』により、次の「2. 添付書類について」にある書類を添付し、申請してください。

### 2. 添付書類について（法第260条の2第3項、規則第18条）

#### （1）規約

規約には、次に掲げる事項が必要です。『標準的な規約例（資料2）』を参考に作成してください。

<b>ア. 名称</b> 他の法令において名称の使用制限（公益法人・商工会等）があるものは使用できません。	<b>オ. 構成員の資格に関する事項</b> 指定した区域に住所を有することのほか、年齢、性別等の条件を定めることはできません。
<b>イ. 目的</b> 広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。活動内容については、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めます。	<b>カ. 役員に関する事項</b> 役員の選出方法、任期、職務等について定めます。
<b>ウ. 区域</b> 区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるため、町又は字及び地番又は住居表示にて定めます。	<b>キ. 会議に関する事項</b> 会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等について定めます。
<b>エ. 主たる事務所の所在地</b> 主たる事務所の所在地について定めます。	<b>ク. 資産に関する事項</b> 保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法について定めます。

(2) 認可を申請すること 及び 代表者を選出したことなどを議決した総会の議事録の写し

申請には、総会で認可を申請すること 及び 申請者を代表者に出することなどの議決が必要となります。議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のある議事録を作成し、その写しを提出してください。

『標準的な議事録例（資料3）』を参考にしてください。

(3) 構成員（会員）名簿

構成員（会員）は、「個人」となっていますので、名簿は、世帯単位でなく、構成員全員の氏名及び住所が必要です。『構成員名簿（資料4）』を作成してください。

(4) 地域活動を記載した書類

良好な地域社会の維持及び形成のために、地域的な活動を行っていることを記載した書類を作成してください。通常は、総会資料（事業報告、収支決算書等）一式となります。

(5) 代表者の承諾書

代表者の承諾書になります。『承諾書（資料5）』を作成し、写しを提出してください。

## 《第3章》 認可及び告示について

### 1. 認可及び告示について（法第260条の2第5・10・13項、規則第19条）

法定要件を満たす認可申請を行った後、認可が決定した場合にはその旨を告示することとされています。地縁による団体は、この告示の後に認可地縁団体となったこと（または法人格を得たこと）及び告示事項をもって第三者に対し対抗できます。

\*告示とは、公の機関（国や市）がある事項を広く一般に知らせることです。

\*告示する事項（以下、告示事項。）は、下記のとおりです。

ア. 名称	カ. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者の選任の有無
イ. 規約に定める目的	キ. 代理人の有無
ウ. 区域	ク. 規約に解散の事由を定めた場合は、その定めた理由
エ. 主たる事務所の所在地	
オ. 代表者の氏名及び住所	

### 2. 規約及び告示事項の変更（法第260条の2第11・13項、法第260条の3、規則第20・22条）

規約及び告示事項を変更した場合は届け出が必要となります。届け出後、その旨が認可・告示され、その効力が生じます。

(1) 規約を変更した場合 \*規約を変更する場合は、事前にご相談ください。

#### 《必要な書類》

- ・『規約変更認可申請書（資料8）』
- ・『規約変更の内容及び理由書（資料9）』（任意の様式でも可）
- ・『告示・規約変更時の議事録（資料7）』の写し
- ・新旧の規約

\*規約の変更内容に告示事項が含まれる場合は、併せて告示事項変更の届け出も必要です。

(2) 告示事項を変更した場合

#### 《必要な書類》

- ・『告示事項変更届出書（資料6）』
- ・『告示・規約変更時の議事録（資料7）』の写し
- ・『承諾書（資料5）』の写し \*代表者変更の場合

\*変更申請を行わず代表者を変更されていた場合は、ご相談ください。

## 《第4章》 印鑑登録について

### 1. 認可地縁団体印鑑の登録について（松山市認可地縁団体印鑑規則（以下、印鑑規則。）第3条）

認可地縁団体の代表者等は、登録に必要な書類等を添付し、申請してください。

#### 《登録に必要な書類等》

- ・『認可地縁団体印鑑登録申請書（資料10）』
- ・登録を受けようとする認可地縁団体印鑑
- ・松山市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年条例第4号）に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑（実印）
- ・代表者等の印鑑登録証明書

### 2. 印鑑について（印鑑規則第4条）

登録できる認可地縁団体印鑑の数は、1団体につき1個となります。

#### 《次のいずれかに該当する印鑑は、登録できません。》

- ①. ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ②. 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ③. 印影を鮮明に表しにくいもの
- ④. その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

## 《第5章》 証明について

### 1. 認可地縁団体告示事項証明書の発行（法第260条の2第12項、規則第21条）

『認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（資料11）』にて申請してください。なお、告示事項証明書のみ郵便又は信書便で送付を求めることができますので、その場合は、事前にご連絡ください。

### 2. 認可地縁団体印鑑登録証明書の発行（印鑑規則第6条）

認可地縁団体の代表者等が、必要な書類等を添付し、申請してください。

#### 《必要な書類等》

- ・『認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（資料12）』
- ・顔写真付き本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）または、代表者等の印鑑登録証明書（印鑑登録証明書を添付し交付を申請される場合は、実印を持参してください。）
- ・登録されている認可地縁団体印鑑

### 3. 発行手数料

発行手数料は、告示事項証明書、印鑑登録証明書ともに1通360円（R7.4.1時点）です。

# 《第6章》 不動産に係る登記の特例について

## 1. 特例制度の概要

認可地縁団体が所有する不動産には、登記名義人が多数に上り、また既に故人となっているものも少なくありません。その相続人の把握などが困難であることから、認可地縁団体への所有権移転登記が行えない問題がありました。

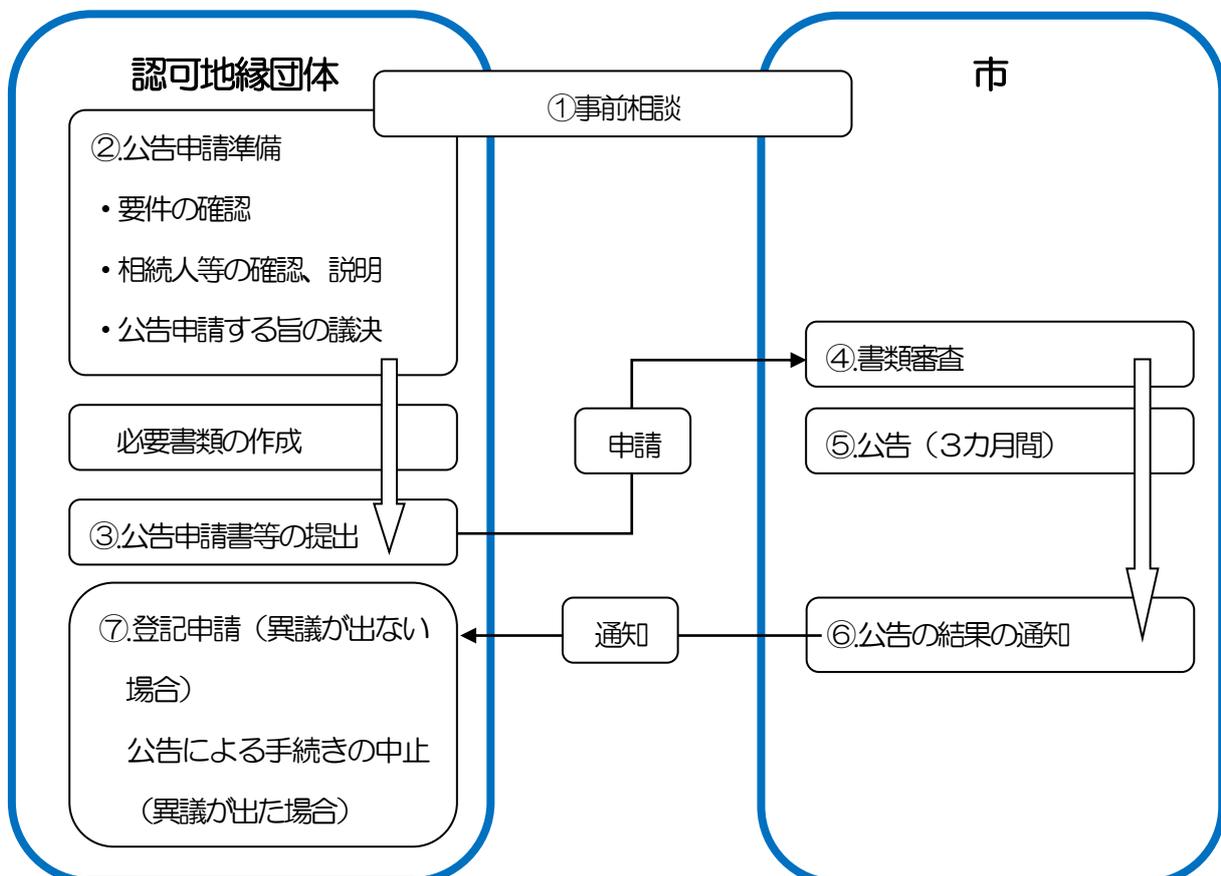
このため特例制度が設けられ、要件を全て満たした不動産については、認可地縁団体が公告を申請し、その公告に異議申出がなかった場合、認可地縁団体が単独で登記申請を行うことが出来るようになりました。

\*本特例制度の公告申請を行う場合は、総会での議決（議事録作成）が必要です。

\*不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置付けられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

\*市の指導助言等の関与は、認可地縁団体の自主性及び現況を尊重する観点から、当該申請を行おうとする団体から特に要請がある場合等に限定します。

## 2. 特例制度の流れ



### 3. 適用をうけるための要件（法第260条の46第1項）

次の4つの要件を全て満たした場合に限ります。

- (1) 申請時点において、当該不動産を所有していること
- (2) 認可を受ける前の地縁団体であった期間も含め、当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること
- (4) 当該不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人（以下、登記関係者。）の全部又は一部の所在がわからないこと

### 4. 公告申請書について（法第260条の46第1項、規則第22条の2の5）

公告申請は、『所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（資料13）』に「5. 添付書類について」にある書類を添付し、申請してください。

### 5. 添付書類について（規則第22条の2の5）

- (1) この申請について議決された総会の議事録の写し
- (2) 当該不動産の登記事項証明書（全部事項）  
公告申請書に記載された「申請不動産に関する事項」は、登記されている事項と一致する必要があります。
- (3) 申請者が代表者であることを証する書類（選任されたときの議事録及び承諾書の写し）
- (4) 法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
  - ア. 当該不動産を所有及び10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること  
当該不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の10年以上前の「事業報告書」「公共料金の支払領収書」「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」「旧土地台帳の写し」「固定資産税の納税証明書」「固定資産課税台帳の記載事項証明書」等。

ただし、これらの資料の入手が困難な時は、その旨を記載した理由書と合わせて、隣地の所有権の登記名義人や地域の実情に精通した者等（以下、精通者等。）による証言書面、占有を証する写真等を提出してください。

イ. 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること

登記名義人が構成員であることが確認できる「認可地縁団体の構成員名簿」。

ただし、入手が困難な時は、理由書と合わせて、精通者等による証言書面等を提出してください。

ウ. 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- 登記記録上の住所の属する市区町村が発行する登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（廃棄証明書又は不在証明書等）
- 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- 所在が判明している登記関係者からは、特例制度の申請を行うことについて同意を得た旨の同意書（同意書には、所在が判明している登記関係者の記名押印。）
- 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言書面

\*全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

6. 公告申請後について（法第260条の46第2・3・4・5項、法第260条の47、規則第22条の3・4・5）

（1）要件を満たす申請を受けた後、『公告（資料14）』により下記の内容について3か月の公告を行います。

ア. 申請を行った認可地縁団体の名称・区域・主たる事務所

イ. 申請不動産に関する事項

ウ. 異議を述べることができる者の範囲

エ. 異議を述べることができる期間及び方法

（2）公告期間中に異議が述べられなかったとき

公告期間中に異議が述べられなかったときは、当該不動産の所有権保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなし、認可地縁団体に『公告結果（承諾）の情報提供について（資料15）』により通知します。

認可地縁団体は、この通知を登記申請書に添えて、所有権保存又は移転登記の申請をすることができます。

（3）公告期間中に異議を述べる者がいるとき

公告期間中に異議を述べる者は、『申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（資料16）』に次の必要書類を添えて申し出ることができます。

ア. 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し又は戸籍の附票の写し

イ. 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

申請不動産の登記事項証明書、登記名義人と異議申出者の続柄を証する戸籍謄抄本、住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ. 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

申請不動産の所有権を有することを疎明するに足りる資料、住民票の写し又は戸籍の附票の写し

異議申出書を受けたのち、認可地縁団体に対して『公告結果（異議申出あり）通知書（資料17）』によりその旨を通知します。

以後は、認可地縁団体と異議申出者との間で協議を行っていただくこととなります。

# 《第7章》 認可地縁団体同士の合併について

## 1. 合併の概要

人口減少・少子高齢化が進み、認可地縁団体においても構成員の減少や役員のなり手不足が深刻化する中で、現在の体制では活動を維持できない認可地縁団体が多数発生しており、従来に比べて認可地縁団体の合併のニーズは高まっています。その中で合併の規定の創設や解散の手続きの簡素化を求める声が上がっていること、旧法下の運用では手続きの煩雑さや財政的負担といった観点から認可地縁団体にとって負担が大きく限界があること等に鑑み、認可地縁団体の合併に関する規定が新設されました。

- \* 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。
- \* 合併する場合、規約や区域等の変更があるため、あらかじめ合併後の団体が一定の要件（P2「3. 認可の要件」）を満たしていなければなりません。
- \* 合併には、認可地縁団体 A が認可地縁団体 B を吸収するいわゆる「吸収合併」と認可地縁団体 A と認可地縁団体 B が合併して認可地縁団体 C を設立する「新設合併」があります。
- \* 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。
- \* 「吸収合併」と「新設合併」の手続きの流れをP14～15に示していますのでご参照ください。

## 2. 総会の決議（法第260条の39①②）

合併による決議については、特に重要な事項であることから、原則として、それぞれの認可地縁団体の総会において、総構成員の4分の3以上の賛成を得る必要があります。なお、いわゆる吸収合併の場合には、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する（原則として総構成員の4分の3以上の同意を得る）必要があります。

## 3. 認可申請書について（法第260条の39第3項、規則第18条の2）

合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、認可申請書（資料18）に「4. 添付書類について」にある書類を添付し、申請してください。

## 4. 添付書類について（規則第18条の2）

- (1) 合併後の認可地縁団体の規約（資料2）※
- (2) 合併することを議決した各認可地縁団体における議事録の写し（資料3）※

(3) 合併後の構成員名簿（資料4）※

(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

- ・合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で打合せを行っている議事録など
- ・合併しようとする認可地縁団体同士が、合併を見据えて、実際に将来的に共に行う地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録など

(5) 合併しようとする各認可地縁団体の規約（合併前の各認可地縁団体の規約）

(6) 申請者が代表者であることを証する書類（選任されたときの議事録及び承諾書の写し）

※P3～4《第2章》認可申請について 2. 添付書類について を参考に作成してください。

## 5. 合併の認可（法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤）

市長は、合併しようとする各認可地縁団体の申請が認可の要件を満たしていると認めるときは、その旨を申請者に通知します。

## 6. 債権者保護手続き（法第260条の40、法第260条の41①・②）

合併の認可を受けた認可地縁団体は、認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録（資料19）を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に意義があれば一定期間（2カ月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、格別にこれを催告しなければなりません。

- ・債権者による期間内の異議なし → 合併を承認したものとみなします
- ・債権者による意義あり → 認可地縁団体は債権者に弁済等をしなければなりません

## 7. 債権者保護手続終了の届出（法第260条の41③、規則第22条の2の3）

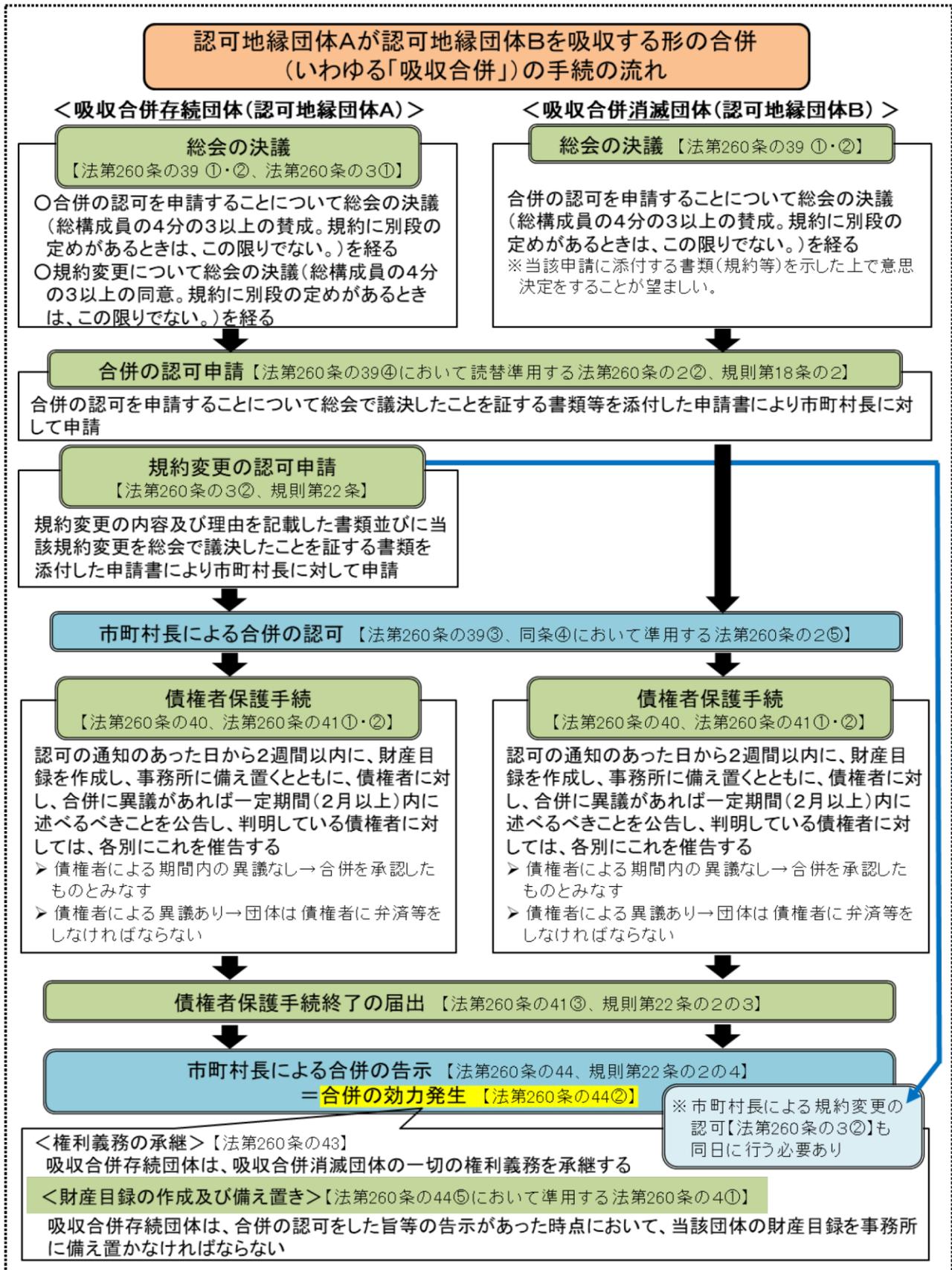
債権者保護手続が完了した場合は、市長に対して『合併に係る債権者保護手続終了届出書（資料20）』を提出しなければなりません。。

## 8. 合併の告示（法第260条の44、規則第22条の2の4）

市長による合併の告示によって、合併の効力が発生します。

【参考】令和5年3月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋

(注) 図中の丸数字は項番号



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを  
設立する形の合併(いわゆる「新設合併」)の手の流れ

<新設合併消滅団体(認可地縁団体A)>

<新設合併消滅団体(認可地縁団体B)>

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任\*した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】(\* 選任方法は任意)

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る  
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る  
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

市町村長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41 ①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する  
 ▶ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす  
 ▶ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等しなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41 ①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する  
 ▶ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす  
 ▶ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等しなければならない

債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】  
= 合併の効力発生【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

# 認可申請書（資料1）

令和 年 月 日

松山市長 へ

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 ○○○自治会（区）  
所在地 松山市○○町××番地

代表者の氏名及び住所  
氏 名 松山 太郎  
住 所 松山市○○町××番地

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類

# 標準的な規約例（資料2）

## 〇〇〇自治会（区） 規約

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、〇〇〇自治会（区）と称する。

特に制限はありませんが、他の法令において名称の使用制限に抵触しないかご注意ください。

<法第260条の2第3項第2号>

（目的）

第2条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）関係機関との連絡調整
- （5）街路灯及び防犯灯の維持管理
- （6）防災、防火、交通安全及び防犯
- （7）慶弔
- （8）社会福祉活動
- （9）スポーツ・文化レクリエーション、敬老会や成人式等の行事
- （10）本会所有資産の維持管理及び運営
- （11）その他住みよい地域づくり

従来の規約等に基づいて、修正してください。また、活動の内容は、認可地縁団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、具体的に定めてください。<法第260条の2第2項第1号、第3項第1号>

（区域）

第3条 本会の区域は、次のとおり定める。

[住居表示表記の場合]

松山市〇〇町△丁目全域及び〇〇町△丁目×番×号から×番×号までの区域

[地番表記の場合]

松山市〇〇町××番地から××番地までの区域

住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があります。<法第260条の2第2項第2号、第3項第3号、第4項>

## 標準的な規約例（資料2）

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、松山市〇〇町××番地（〇〇〇）に置く。

【主たる事務所を集会所にする場合】

この会の主たる事務所は、松山市〇〇町××番地（〇〇集会所）に置く

【主たる事務所を代表者の自宅にする場合】

この会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く

<法第260条の2第3項第4号、第15項>

## 第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、総会で表決権を有しない賛助会員となることができる。

会員は、区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。<法第260条の2第1項、第2項第3号、第3項第5号>

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は、会員にとっても重要事項となりますので、「総会で決するもの」と規約で定める必要性があり、総会で年度毎に定めることが適当と考えられます。

（入会）

第7条 第3条に定める区域内に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは、会長に入会届を提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

入会届は、会長の他に役員に提出することとしても構いません。また、入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとするとは認められません。<法第260条の2第3項第5号、第7項>

## 標準的な規約例（資料2）

（退会等）

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- （1）第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- （2）本人から退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

退会手続は、入会手続と同様の考え方によるものであり、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要がありますが、退会についても本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。＜法第260条の2第3項第5号＞

### 第3章 役員

（役員の種類）

第9条 本会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副 会 長 ○名
- （3）会 計 ○名
- （4）○○○○○ ○名
- （5）監 事 ○名

既存の団体に応じて、役員種別を追加してください。なお、役員の数等については、役員会が認可地縁団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーになるように配慮すべきと考えられます。

＜法第260条の2第3項第6号、法第260条の5・6・7・8・11・12＞

（役員を選任）

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員職務）

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

## 標準的な規約例（資料2）

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

第9条に記載された全ての役員の職務を記載してください。

<法第260条の2第3項第6号、法第260条の6・12>

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

役員任期は、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の点で問題があり、長期に渡る場合においても、多くの弊害が発生すると考えられます。

### 第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

総会は、運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決でき、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできません。<法第260条の2第3項第7号、法第260条の13・16>

## 標準的な規約例（資料2）

### （総会の開催）

- 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇カ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- （1）会長が必要と認めるとき。
  - （2）総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - （3）第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。
- 3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。
- 4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

通常総会は、年度終了後3カ月以内に財産目録を作成する必要性があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、年度終了後3ヶ月以内に開催する必要性があります。また少なくとも毎年1回は開催しなければいけません。

総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行うことについて会員全員の承諾があれば、総会の開催を省略することができます。なお、書面又は電磁的方法による決議を行うにあたっては、総会に関する規定を準用し、その決議は総会の決議と同一の効力を有します。

<法第260条の2第3項第7号、法第260条の4・13・14、法第260条の19の2第1項・第3項・第4項>

### （総会の招集）

- 第17条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

総会の開催請求に対し、第2項に適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが必要です。また、少なくとも開会の5日前までに通知を行う必要があります。

<法第260条の2第3項第7号、法第260条の15・17>

### （総会の議長）

- 第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、表記のように出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。<法第260条の2第3項第7号>

## 標準的な規約例（資料2）

（総会の定足数）

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

書面又は電磁的方法による決議においては、その決議事項について会員全員の合意が必要であり、賛否が分かれた場合には、書面又は電磁的方法による決議はできず、ひいては総会の省略も認められていません。〈法第260条の19の2第2項、第3項〉

（会員の表決権）

第21条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。
  - 1 ○○○○○○○○
  - 2 ×××××××

会員は各々1箇の表決権を有することが定められていますが、従来の自治会、町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたと思われまます。特定事項について世帯の表決権を1票とすることを設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項について認められません。〈法第260条の18〉

## 標準的な規約例（資料2）

（総会の書面表決等）

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

電磁的方法による表決には、電子メール等による送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が該当し得ます。

また、書面又は電磁的方法による表決や委任による代理表決を行う会員が相当数見込まれる状況では、実際に集まらずとも、出席者が一堂に会するのと同等に議論できる環境であれば、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議などにより総会を開催することも可能と考えられます。なお、この場合でも、直接集まって意見を述べたい会員がいる場合は、総会の場所を確保し、その機会を設けることが必要です。〈法第260条の18〉

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
- （2）会員数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- （3）開催目的、審議事項及び議決事項
- （4）議事の経過の概要及びその結果
- （5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印をしなければならない。

総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を市長に申請する場合などに求められることから、議事録を作成する必要があることを規約に定めておきます。

## 第5章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

監事は役員会の構成員にはなれませんが、役員会に出席し、会務の適切な執行のため意見を述べる必要があると考えられます。

## 標準的な規約例（資料2）

### （役員会の権能）

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会で議決した事項の執行に関する事項
- （3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### （役員会の招集等）

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の下分 $\frac{1}{1}$ 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

### （役員会の議長）

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

### （役員会の定足数等）

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

### （資産の構成）

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）別に定める財産目録記載の資産
- （2）会費
- （3）活動に伴う収入
- （4）資産から生ずる果実
- （5）その他の収入

### （資産の管理）

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

### （資産の処分）

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

## 標準的な規約例（資料2）

（経費の支弁）

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

第16条と同意ですが、毎会計年度終了後3カ月以内に総会の承認を得る必要があります。  
<法第260条の4>

（会計年度）

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

会計年度の定め方は特に制限はありません

## 第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、松山市長の認可を受けなければならない。

規約の変更は総会の専権事項となっています。<法第260条の3>

（解散）

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

表記の他の解散事由を規約に定めることも可能です。<法第260条の20・21>

## 標準的な規約例（資料2）

（合併）

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、松山市長の認可を受けなければ合併することができない。

松山市内の認可地縁団体同士に限って合併が認められます。また、合併後の認可地縁団体が認可地縁団体の設立要件（法第260条の2第2項）に適合するか否かを改めて確認する必要があるため、松山市長の認可を受けなければ合併の効力は生じません。＜法第260条の2第2項、法第260条の38・39＞

（残余財産の処分）

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

解散した認可地縁団体の財産は、規約で帰属先を指定することが可能です。地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的を持つ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。規約で帰属先や方法を定めなかったときは、総会の議決を経て、団体の目的と類似する目的をもつ団体に財産を処分することが可能です。ただし、その場合は市の認可が必要となります。＜法第260条の31＞

## 第8章 雑則

（書類及び帳簿の備付け等）

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

規約施行細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。（個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません。）

## 附 則

- 1 この規約は、松山市長の認可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

第〇章 専門部

（専門部の種別）

第〇〇条 本会に、次の専門部を置く。

- （1）〇〇部
- （2）〇〇部

（専門部の事業）

第〇〇条 専門部は、他の部と相互に協力し、次の事業を行う。

- （1）〇〇部 〇〇
- （2）〇〇部 〇〇

（専門部員）

第〇〇条 専門部に、会長が選任した部長1名、副部長〇名を置く。

- 2 各専門部に、部長が選任した部員を置く。

# 標準的な議事録（資料3）

## 〇〇〇自治会（区）総会議事録

1. 開催日時 令和〇年〇月〇日 午後〇時から午後〇時まで
2. 会場 松山市〇〇町××番地 〇〇会館会議室
3. 総会員数 〇〇〇人
4. 出席会員数 〇〇〇人、内委任状出席〇〇人
5. 議決事項

- 第〇号議案 法人格取得についての認可申請の件
- 第〇号議案 規約の作成（変更）の件
- 第〇号議案 代表者選任の件
- 第〇号議案 構成員の確定の件
- 第〇号議案 資産の確定の件

### 6. 議事の経過の概要及び議案別議決の結果

本総会の議長選任を諮ったところ、満場一致により〇〇〇〇を選任した。続いて議事録署名人選出について、議長が〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を選出した。そして議長あいさつの後、議案の審議に入った。

- 第〇号議案 法人格取得についての認可申請の件  
異議なく承認された。
- 第〇号議案 規約の作成（変更）の件  
原案のとおり異議なく承認された。
- 第〇号議案 代表者選任の件  
〇〇〇〇を代表者に選任した。
- 第〇号議案 構成員の確定の件  
構成員名簿のとおり確定した。
- 第〇号議案 資産の確定の件  
財産（予定）目録のとおり確定した。

以上をもって、本総会の議案審議を終了したので、閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

〇〇〇自治会（区）総会

議長	〇	〇	〇	〇	印
議事録署名人	〇	〇	〇	〇	印
同	〇	〇	〇	〇	印

署名又は記名押印（シャチハタ不可）をお願いします。

構成員名簿（資料4）

〇〇〇自治会（区）構成員名簿

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

氏名	住所	氏名	住所
松山 一郎	松山市〇〇丁目〇番〇号		
松山 二郎	松山市〇〇丁目〇番〇号		
松山 三郎	松山市〇〇丁目〇番〇号		
愛媛 花子	松山市〇〇丁目〇番〇号		
四国 太郎	松山市〇〇丁目〇番〇号		
備考			

承諾書

私は、〇〇〇自治会（区）の代表者となることを承諾します。

なお、裁判所による職務執行停止の有無、職務代行者の選任の有無、及び代理人の有無については以下のとおりです。

- 1 裁判所による職務執行停止の有(\*1) 有 ・ 無  
2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無 有 ・ 無

(有の場合) 職務代行者住所：\_\_\_\_\_

「有」の場合、代行者の住所・氏名

職務代行者氏名：\_\_\_\_\_

- 3 代理人の有無(\*2) 有 ・ 無

(有の場合) 代理人住所：\_\_\_\_\_

「有」の場合、代理人の住所・氏名

代理人氏名：\_\_\_\_\_

代表者の住所・氏名（署名もしくは記名押印）・連絡先をご記入ください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 松山市〇〇町××番地  
氏名 松山 太郎  
連絡先 \*\*\*-\*\*\*\* (自宅)  
\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\* (携帯)

- \*1 裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。  
\*2 「代理人」は、地方自治法260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人の両方を含みます。

# 告示事項変更届出書（資料6）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松山市長あて

地縁による団体の名称及び主たる  
事務所の所在地

名称 〇〇〇自治会（区）

所在地 松山市〇〇町××番地

代表者を変更した場合は、新代表者の氏名

代表者の氏名及び住所

氏名 松山 太郎

住所 松山市〇〇町××番地

## 告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

#### 1. 変更があった事項及びその内容

※規約で「主たる事務所」が「代表者の自宅」と規定されている場合、代表者の変更があったときは、「代表者」と「主たる事務所の所在地」を変更してください。

(例) 代表者の変更

(変更前) 松山市〇〇町××番地 愛媛二郎

(変更後) 松山市〇〇町××番地 松山太郎

(例) 主たる事務所の所在地の変更

(変更前) 松山市〇〇町××番地

(変更後) 松山市〇〇町××番地

#### 2. 変更の年月日

令和〇年〇月〇日（事実が発生した日）

#### 3. 変更の理由

役員改選のため 等

代表者を変更する場合は、  
「**承諾書（写し）**」を添付してください

# 告示・規約変更時の議事録（資料7）

## 〇〇〇自治会（区）総会議事録

1. 開催日時 令和〇〇年〇月〇〇日 午後〇時から午後〇時まで
2. 会場 松山市〇〇町××番地 〇〇集会所会議室
3. 総会員数 〇〇〇人
4. 出席会員数 〇〇〇人（内、委任状出席〇〇人）
5. 議決事項

### 第〇号議案 役員改正の件

### 第〇号議案 規約改正の件

認可地縁団体の議決は、世帯1票ではなく、個人（会員）1票での議決となります。総会議事録には世帯数ではなく会員数を記入してください。

### 6. 議事の経過の概要及び議案別議決の結果

本総会の議長選任を諮ったところ、満場一致により〇〇〇〇を選任した。続いて議事録署名人選出について、議長が〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を選出した。そして議長あいさつの後、議案の審議に入った。

### 第〇号議案 役員改正の件

役員を選任について、〇〇〇〇氏を代表者に選任することについて、異議なく了承された。

### 第〇号議案 規約改正の件

〇〇〇規約第〇〇条中「〇〇〇」を「△△△」に変更することについて、異議なく承認された。

以上をもって、本総会の議案審議を終了したので、閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

〇〇〇自治会（区）総会

議長 ○ ○ ○ ○ 印

議事録署名人 ○ ○ ○ ○ 印

同 ○ ○ ○ ○ 印

署名又は記名押印（シャチハタ不可）をお願いします。

# 規約変更認可申請書（資料8）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松山市長あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 〇〇〇自治会（区）

所在地 松山市〇〇町××番地

代表者の氏名及び住所

氏名 松山 太郎

住所 松山市〇〇町××番地

## 規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

# 規約変更の内容及び理由書（資料 9）

## 規約変更の内容及び理由書

〇〇〇自治会（区）

### 1. 変更内容

旧	新		
<p>(主たる事務所) 第〇〇条 本会の主たる事務所は、<b>代表者の自宅</b>に置く。</p>	<p>(主たる事務所) 第〇〇条 本会の主たる事務所は、<b>松山市〇〇町××番地(〇〇集会所内)</b>に置く。</p>		
<p>規約を変更する場合は、規約の変更の申請をしてください。 規約中、告示事項に該当する箇所の変更を行う場合は、告示事項の変更の届け出も必要です。</p> <p>(告示事項)</p> <table border="0"><tr><td data-bbox="268 994 766 1182">ア. 名称 イ. 規約に定める目的 ウ. 区域 エ. 主たる事務所の所在地 オ. 代表者の氏名及び住所</td><td data-bbox="766 994 1313 1182">カ. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者の選任の有無 キ. 代理人の有無 ク. 規約に解散の事由を定めた場合は、その定めた理由</td></tr></table>		ア. 名称 イ. 規約に定める目的 ウ. 区域 エ. 主たる事務所の所在地 オ. 代表者の氏名及び住所	カ. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者の選任の有無 キ. 代理人の有無 ク. 規約に解散の事由を定めた場合は、その定めた理由
ア. 名称 イ. 規約に定める目的 ウ. 区域 エ. 主たる事務所の所在地 オ. 代表者の氏名及び住所	カ. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者の選任の有無 キ. 代理人の有無 ク. 規約に解散の事由を定めた場合は、その定めた理由		

### 2. 変更理由

〇〇集会所を新設したため、事務所の所在地を代表者の自宅から〇〇集会所に変更する。

# 認可地縁団体印鑑登録申請書（資料10）

第1号様式（第3条関係）

## 認可地縁団体印鑑登録申請書

松山市長 へ

令和〇〇年〇〇月〇〇日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称		〇〇〇自治会（区）	
	認可地縁団体の 事務所の所在地		松山市〇〇町××番地	
	（資格）	（代表者）	実印	生年月日
	氏名	松山 太郎		
住所	松山市〇〇町××番地			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者  本人 住所 松山市〇〇町××番地

代理人 氏名 松山 太郎

代理人とは、地方自治法施行規則第19条  
第1項第1号トに規定する代理人

（注意事項）

- この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付して下さい。
- 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

代表者等の実印を押してください。

\*添付書類として、代表者等の印鑑登録証明書が必要となります。

\*申請時には、「代表者等の実印」と「登録しようとする認可地縁団体印鑑」をご持参ください。

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（資料 1 1）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 松山市長

(住 所) 松山市〇〇町××番地

(氏 名) 松山 太郎

請求者の氏名を記載  
社名を入れる場合は、  
(例) 〇〇司法書士事務所 〇〇 〇〇

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 請求に係る団体の名称

〇〇〇自治会（区）

2 請求に係る団体事務所の所在地

松山市 〇〇町××番地

3 請求数

〇 通

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（資料12）

第3号様式（第6条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

松山市長 あて

令和 年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	〇〇〇自治会（区）		
	認可地縁団体の 事務所の所在地	松山市 〇〇町××番地		
	(資格)	(代表者)		
	氏名	松山 太郎	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 \_\_\_\_\_ 枚の交付を申請します。

申請者  本人 住所 松山市〇〇町××番地  
 代理人 氏名 松山 太郎

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

申請時には、下記の添付書類と印鑑が必要となります。

①添付書類が顔写真付き本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）の場合  
「登録されている認可地縁団体印鑑」をご持参ください。

②添付書類が印鑑登録証明書の場合  
代表者等の実印と「登録されている認可地縁団体印鑑」をご持参ください。

# 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（資料 1 3）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松山市長あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会（区）

所在地 松山市〇〇町××番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 松山 太郎

住 所 松山市〇〇町××番地

## 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

### 記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇集会所	1 0 0 m <sup>2</sup>	松山市〇〇町××番地

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	1 2 3 . 4 5 m <sup>2</sup>	松山市〇〇町××番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 愛媛 次郎

住 所 松山市〇〇町××番地

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

# 公告（資料14）

松山市公告第〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松山市長

## 認可地縁団体の所有不動産の登記移転等について

地方自治法第260条の46の規定に基づき申請のあった、認可地縁団体の所有不動産の登記移転等について、地方自治法施行規則第22条の3に定める事項を公告する。

### 記

#### 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称 〇〇〇自治会（区）

区 域 松山市〇〇町××番地から××番地まで

主たる事務所 松山市〇〇町××番地

#### 2 申請不動産に関する事項

##### （1）建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇集会所	100㎡	松山市〇〇町××番地

##### （2）土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	123.45㎡	松山市〇〇町××番地

##### （3）表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 愛媛 次郎

住 所 松山市〇〇町××番地

#### 3 異議を述べることができる者の範囲

## 公告（資料14）

2の申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（以下「規則」という。）第22条の3第1項第3号に規定する次の者とする。

- （1）申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- （2）申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- （3）申請不動産の所有権を有することを疎明する者

### 4 異議を述べることができる期間及び方法

- （1）異議を述べることができる期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

- （2）異議を述べる方法

松山市長に対し、規則第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

ア 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

（ア）申請不動産の登記事項証明書

（イ）住民票の写し又は戸籍の附票の写し

イ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

（ア）申請不動産の登記事項証明書

（イ）住民票の写し又は戸籍の附票の写し

（ウ）申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人と異議を述べる者の続柄を証する

戸籍謄抄本

ウ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

（ア）住民票の写し又は戸籍の附票の写し

（イ）申請不動産の所有権を有することを疎明するに足りる資料

# 公告結果（承諾）の情報提供について（資料15）

松（〇〇）第〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇自治会（区） 御中  
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 〇〇〇自治会（区）  
所在地 松山市〇〇町××番地  
代表者の氏名及び住所  
氏名 松山 太郎  
住所 松山市〇〇町××番地

松山市長

## 公告結果(承諾)の情報提供について

地方自治法第260条の46第1項の規定により、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

### 1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称 〇〇〇自治会（区）  
(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
〇〇集会所	100m <sup>2</sup>	松山市〇〇町××番地

・土地

地目	面積	所在地
宅地	123.45m <sup>2</sup>	松山市〇〇町××番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 愛媛 次郎

住所 松山市〇〇町××番地

- (3) 公告期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

### 2 公告の結果

1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

# 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（資料16）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松山市長あて

異議を述べる者の氏名及び住所

氏名 愛媛 五郎

住所 松山市〇〇町××番地

連絡先 \*\*\*-\*\*\*\* (自宅)

\*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\* (携帯)

## 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

### 記

#### 1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称 〇〇〇自治会（区）

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
〇〇集会所	100㎡	松山市〇〇町××番地

・土地

地目	面積	所在地
宅地	123.45㎡	松山市〇〇町××番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 愛媛 次郎

住所 松山市〇〇町××番地

(3) 公告期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

#### 2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人  
 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人  
 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

#### 3 異議の内容（異議を述べる理由等）

〇〇のため

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書  
 住民票の写し  
 その他の市町村長が必要と認める書類（申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人と異議を述べる者の続柄を証する戸籍謄抄本）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

# 公告結果（異議申出あり）通知書（資料17）

松（〇〇）第〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇自治会（区） 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 〇〇〇自治会（区）

所在地 松山市〇〇町××番地

代表者の氏名及び住所

氏名 松山 太郎

住所 松山市〇〇町××番地

松山市長

## 公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

### 1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称 〇〇〇自治会（区）

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
〇〇集会所	100㎡	松山市〇〇町××番地

・土地

地目	面積	所在地
宅地	123.45㎡	松山市〇〇町××番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 愛媛 次郎

住所 松山市〇〇町××番地

(3) 公告期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

### 2 異議の内容等

(1) 異議を述べた登記関係者等

氏名 愛媛 五郎

住所 松山市〇〇町××番地

登記関係者等の別 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(2) 異議を述べた年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 異議を述べた理由等 〇〇のため

# 認可申請書（合併）（資料18）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松山市長あて

## 認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名称 〇〇〇自治会（区）

所在地 松山市〇〇町〇〇番地

代表者の氏名及び住所

氏名 〇〇 〇〇

住所 松山市〇〇町〇〇番地

## 認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名称 △△△自治会（区）

所在地 松山市△△町△△番地

代表者の氏名及び住所

氏名 △△ △△

住所 松山市△△町△△番地

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体

（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項

・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

・ 合併による消滅する認可地縁団体の名称

名 称

（別添書類）

1 合併後の認可地縁団体の規約

2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

5 合併しようとする各認可地縁団体の規約

6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

財産目録

団体の名称 ○○○自治会（区）  
令和○○年○月○日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
○○集会所	○○.○○㎡	松山市○○町××番地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	○○.○○㎡	松山市○○町××番地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地
○○権	○○	松山市○○町××番地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

# 合併に係る債権者保護手続終了届出書（資料20）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松山市長あて

## 認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の  
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会（区）

所在地 松山市〇〇町〇〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 松山市〇〇町〇〇番地

## 認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の  
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 △△△自治会（区）

所在地 松山市△△町△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 △△ △△

住 所 松山市△△町△△番地

## 合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

### （別添書類）

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類